

**中华人民共和国湖南省—日本国滋贺县
就水环境领域产业发展备忘录**

**日本国滋賀県—中華人民共和国湖南省
水環境分野における産業振興に関する覚書**

2015年8月10日

中华人民共和国湖南省—日本国滋贺县 就水环境领域产业发展备忘录

湖南省人民政府杜家豪省长与滋贺县三日月大造知事，于2015年8月10日签署了“友好交流备忘录”，以此为契机，湖南省科学技术厅与滋贺县商工观光劳动部，在两省县之间长年的友好交流基础上，本着平等互利的原则，在两省县的管辖及权限范围内，以遵守两国、两省县的相关法律、条例及两国间缔结的相关国际条约、准则为前提，经友好协商，双方同意在水环境领域，在两省县之间开展具有实际意义并能给双方带来实质性利益的友好合作。

1、两省县以双方各自拥有的滋贺水环境商务推进论坛平台和湖南省国际技术转移联盟为窗口，利用各自的网络，力求为推进对两省县的产业振兴、水环境课题的解决有贡献意义技术的交流做出积极地协同合作。

2、为达到上述目的，为双方的企业、大学、研究机构等相关社会团体的交流和合作积极地提供条件和创造机会。

3、为双方企业及社会团体在实际的业务开展中可能涉及到的知识产权的保护，提供积极地配合工作，共同维护相互良好信任关系的建立。

为了保证技术合作的顺利开展，指定滋贺县商工观光劳动部商工政策课和湖南省科学技术厅省水资源研究和利用合作中心为窗口联络单位。

我们一致认为，我们的共同合作，对两省县的繁荣及两省县民众的幸福具有重要意义，交换以上内容备忘录。

签署日期：2015年8月10日

中华人民共和国
湖南省科学技术厅厅长

童旭东

日本国滋贺县
商工观光劳动部部长

福永 忠克

日本国滋贺县—中华人民共和国湖南省 水環境分野における産業振興に関する覚書

滋賀県知事三日月大造と湖南省長杜家豪が、2015年8月10日に調印した「友好交流に関する覚書」に基づき、滋賀県商工観光労働部長と湖南省科学技术庁長は、これまで築き上げてきた友好交流の基礎に立ち、平等と互惠を原則として、両県省の管轄と権限の範囲内で、両国、両県省における法令、及び両国が締結する国際条約、協定に則り、水環境分野の産業振興に関する交流と協力を推進することとし、両県省に実質的な相互利益をもたらすことを目的とした友好的な協議を経て、以下の内容に合意した。

1. 両県省は、しが水環境ビジネス推進フォーラムや湖南省国際技術移転連盟など、双方が有するネットワーク等を活かしながら、両県省の産業振興に向け、水環境課題の解決に貢献する技術等に関する協力を推進する。
2. 両県省は、上記の協力を進めるにあたり、積極的に双方の企業、大学等研究機関、団体間の交流と連携が促進される機会の提供に努める。
3. 両県省は、双方の企業や団体間の取引において、知的財産権の保護に協力し、相互の良好な信頼関係の構築・維持に努める。

なお、両県省は、技術協力を円滑かつ効果的に実施するため、双方の連絡機関を指定することとし、滋賀県は商工観光労働部商工政策課、湖南省は科学技术庁省水资源研究和利用合作中心とする。

我々は、これらの協力が、両県省の繁栄と両県省民の幸福にとって重要であるとの認識で一致し、ここに本覚書を取り交わすこととする。

日本国滋賀県
商工観光労働部長

中華人民共和国湖南省
科学技术庁長

福永 忠克
2015年8月10日

童旭东
2015年8月10日